

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

## 大分厚生年金 事案 1215

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日の記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで  
私は、昭和33年4月にC社（後に、A社に名称変更）に入社し、49年6月1日にD社に異動した後、平成12年6月末まで継続して勤務した。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び同僚が所持する給与明細書などから判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和49年4月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 1216

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年7月31日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から51年7月26日まで

私は、昭和44年7月15日にA社に入社し、51年7月25日までの期間において継続して勤務したのに、49年2月28日以降の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち昭和49年2月28日から同年7月31日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の同僚の供述などから判断すると、申立人が、当該期間において同社（勤務場所は、同社B支所）に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は休業を理由と

して昭和 49 年 2 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日において申立人を含む 83 人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、そのうち 34 人の資格喪失日は、当初、同年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日までの間の日付で記録されていたものが、同年 7 月 31 日付けで同年 2 月 28 日に遡及して訂正されていることが確認でき、前述の 34 人のうち複数の者の雇用保険の離職日の翌日は、遡及訂正前の厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している上、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及訂正されていない 49 人（申立人を含む。）のうち複数の者に係る雇用保険の被保険者記録は、いずれも前述の遡及訂正処理日（昭和 49 年 7 月 31 日）以降も継続していることが確認できる。

さらに、C 健康保険組合の回答により、A 社は昭和 55 年 3 月 30 日までの期間において同健康保険組合に加入していたことが確認できることなどから判断すると、同社は 49 年 2 月 28 日以降も事業活動を継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、A 社が休業を理由として厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は、実態に即したものとは認め難い。したがって、申立人について、昭和 49 年 2 月 28 日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及訂正処理が行われた日と同日の同年 7 月 31 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和 49 年 1 月の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 2 申立期間のうち昭和 49 年 7 月 31 日から 51 年 3 月 1 日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び当該期間において A 社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる前述の同職種の同僚の供述などから判断すると、申立人が、当該期間において勤務形態及び業務内容を変更することなく継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間において A 社の給与事務を担当したとする者は、「当該期間において、厚生年金保険料及び健康保険料を一体で給与から控除していた。」旨供述している上、申立人が同社 B 支所において一緒に勤務していたとする前述の同職種の同僚が所持する給料支払明細書（昭和 51 年 3 月分）により、少なくとも当該期間内の一部において厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和49年1月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる前述の給与事務担当者の供述から、同社においては5人以上の従業員が継続して勤務していたことがうかがえる上、同社に係る商業登記簿謄本、前述の健康保険組合の回答などから判断すると、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同社は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 3 申立期間のうち昭和51年3月1日から同年7月26日までの期間について

勤務内容に係る申立人の供述及び前述の同職種の同僚の供述から判断すると、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことはうかがえるものの、申立人及び当該同職種の同僚は、当該期間の給料支払明細書を所持していない上、同社は既に解散しており元代表者も連絡先不明のため、申立人の保険料控除について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から49年3月まで

私は、20歳の時、当時勤務していた事業所の経営者に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は、事業所に来ていた集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、20歳の時から事業所に来ていた集金人に納付していた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和49年9月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間は当該払出時点で20歳到達時まで資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される上記払出時点では、申立期間のうち昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、過年度納付可能な期間であるところ、申立人は、「現在の私の年金番号は20歳の時に払い出されたものであり、その年金番号で申立期間を納付していたので、国民年金保険料を遡って納付したことはない。」旨主張しており、過年度納付を明確に否定している。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人が申立期間当時勤務していた事業所の経営者から加入手続の状況等を聴取することができない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年6月までの期間及び同年9月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年6月まで  
② 昭和46年9月から49年12月まで

私の国民年金は、会社を退職した昭和46年1月と同年9月に、両親が婦人会で加入手続をし、国民年金保険料も両親の分と一緒に婦人会で納付してくれたはずである。申立期間①及び②が、両親は納付となっているのに、私が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金は、会社を退職した昭和46年1月と同年9月に、両親が婦人会で加入手続をし、国民年金保険料も両親の分と一緒に婦人会で納付してくれた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和49年10月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間①及び②のうち46年9月から49年3月までの期間については当該払出時点において、20歳到達時である45年\*月\*日まで資格取得日が遡及したことによる未納期間であると認められることから、当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を地区の婦人会で現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち昭和49年4月から同年12月までの期間については上記払出時点において現年度納付可能な期間であるものの、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親からも証言を得ることができず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当らない上、申立期間の国民年金保険料を納

付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 902

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月及び同年8月

私の国民年金については、亡くなった妻が加入手続をしてくれ、国民年金保険料についても妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと思う。

申立期間について、妻は納付となっているのに私が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和52年7月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間は現年度納付可能な期間であるものの、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の妻は既に死亡していることから、申立期間の納付状況等が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 903（事案 37 及び 869 の再々申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 44 年頃、自宅に来た市役所の職員から、「年金に加入するように。年金制度が開始してから今までの保険料を遡って納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を納付したのに、申立期間が納付済みとなっていないことに納付できないので、再度調べてもらいたい。

### 第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立期間（昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで）に係る申立てについては、i）市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年 2 月 1 日を資格取得日として遡って被保険者資格取得したことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii）当該届出直後の 52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii）申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立期間のうち申立期間①（昭和 36 年 4 月から 43 年頃まで）に係る申立てについては、i）申立人は、国民年金保険料を一括して納付したとする期間について、前々回の申立てでは昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで、前回の申立てでは 36 年から 43 年頃までと変遷しており、申立人の主

張には一貫性が見受けられず、国民年金保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii) 申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を一括納付したとする43年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第1回特例納付期間(45年7月から47年6月まで)に特例納付可能な期間(36年4月から45年6月まで)を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で9万9,900円となり、申立人夫婦が主張する12万3,000円とは、明らかに相違することなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の当委員会の決定に納得できないとして申立期間を昭和36年4月から43年3月までと変更し、一括納付した時期についても44年頃と変更し、再々申立てを行っているが、前回及び前々回と同様の趣旨の主張であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等はなく、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 904（事案 36 及び 868 の再々申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 44 年頃、自宅に来た市役所の職員から、「年金に加入するように。年金制度が開始してから今までの保険料を遡って納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を納付したのに、申立期間が納付済みとなっていないことに納付できないので、再度調べてもらいたい。

### 第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立期間（昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで）に係る申立てについては、i）市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年 2 月 1 日を資格取得日として遡って被保険者資格取得したことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii）当該届出直後の 52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii）申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立期間のうち申立期間①（昭和 36 年 4 月から 43 年頃まで）に係る申立てについては、i）申立人は、国民年金保険料を一括して納付したとする期間について、前々回の申立てでは昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで、前回の申立てでは 36 年から 43 年頃までと変遷しており、申立人の主

張には一貫性が見受けられず、国民年金保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii) 申立人夫婦が申立期間①の国民年金保険料を一括納付したとする43年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第1回特例納付期間(45年7月から47年6月まで)に特例納付可能な期間(36年4月から45年6月まで)を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で9万9,900円となり、申立人夫婦が主張する12万3,000円とは、明らかに相違することなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の当委員会の決定に納得できないとして申立期間を昭和36年4月から43年3月までと変更し、一括納付した時期についても44年頃と変更し、再々申立てを行っているが、前回及び前々回と同様の趣旨の主張であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等はなく、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を各事業主（船舶所有者を含む。）により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 30 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 30 日から 34 年 2 月 24 日まで  
③ 昭和 34 年 5 月 15 日から同年 11 月 25 日まで  
④ 昭和 35 年 8 月 25 日から 39 年 1 月 6 日まで  
⑤ 昭和 41 年 8 月 9 日から 57 年 7 月 30 日まで

申立期間①について、私はA県選出の衆議院議員B氏の議員事務所に勤務し、Cとしての業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②、③及び申立期間④について、私は、D事業所に昭和 29 年 6 月 30 日から 39 年 1 月 6 日までの期間において継続して勤務し、主にEの業務に従事したが、船員として勤務した期間もあったと記憶している。私は何度もF県庁に出向き同事業所の組合員延べ 120 人分の船員保険の加入手続をしたと記憶しているが、同事業所における私の船員保険の被保険者記録は 34 年 2 月 24 日から同年 5 月 15 日までの期間となっており、その他の期間における船員保険又は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間について船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤について、私はG社の経営を行っていたが、同社の事務を担当していた共同経営者から、「将来のために会社で年金を掛けている。」と聞いていたので厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得できない。申立期間⑤について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

## 1 申立期間①について

申立人は、衆議院議員Bの議員事務所においてCとして勤務していた旨申し立てているものの、厚生年金保険の適用事業所名簿にB事務所の名称は見当たらず、同事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、B氏は既に死亡していること、及び申立人は同僚の氏名を記憶していないことなどから、申立人のB事務所における勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び事業主供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 2 申立期間②、③及び申立期間④について

申立人の当該期間においてD事業所に陸上勤務者（E担当者）として勤務した旨の申立てについては、申立人が所持する同事業所に係る商業登記簿謄本の記録及び同事業所に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述などから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、D事業所は事業所番号等索引簿に見当たらないことから、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当該同僚から厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができない上、前述の被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも同事業所における陸上勤務者の厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができない。

一方、申立人の当該期間においてD事業所の所有する船舶に船員として乗り組んだ旨の申立てについては、i) 申立人は同事業所において主にEの仕事をしてきたと述べており、船員として乗り組んだ期間についての記憶は不明瞭であること、ii) 前述の被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から申立人が船員として乗り組んだ時期についての供述が得られないこと、iii) 申立人は船員手帳を所持しておらず、申立人の当該期間における船員としての雇い入れ期間等を確認することができないことなどから、申立人が当該期間において同事業所が所有する船舶に乗り組んでいたことをうかがわせる関連資料及び同僚供述を得ることができない。

また、船舶所有者名簿によると、D事業所は昭和30年8月23日付けで船舶所有者となったこと、及び34年6月25日付けで船舶所有者でなくなったことが確認でき、申立期間②のうち29年6月30日から30年8月23日までの期間、申立期間③のうち34年6月25日から同年11月25日までの期間、及び申立期間④において、同事業所は船員保険の船舶所有者であったことが

確認できない上、同事業所が船舶所有者となる以前の期間及び船舶所有者でなくなった後の期間において、同事業所の船員保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、日本船名録によると、D事業所が唯一所有していた船舶であるとされるHは、昭和31年から35年までの期間において同事業所の所有する船舶であったことが確認できるものの、その後の期間において同事業所の所有する船舶であったことが確認できない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない。」と規定されているところ、申立人は、「私は、D事業所において主にEの業務に従事した。私は何度もF県庁に出向き同事業所の組合員延べ120人分の船員保険の加入手続をした。」旨供述していること、及び前述の商業登記簿謄本により申立人は当該期間においてD事業所の理事であったことが確認できることなどから判断すると、申立人は当該規定に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 3 申立期間⑤について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、G社に係る商業登記簿謄本及び申立人が所持する同社に係る定款の記載などから判断すると、申立人が当該期間において同社に取締役として在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、G社は事業所番号等索引簿に見当たらず、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、前述の商業登記簿謄本によりG社は既に解散していることが確認できるところ、申立人が同社において事務を担当していたとする共同経営者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

さらに、申立人はG社の従業員の氏名を記憶しておらず、同社における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除をうかがわせる同僚供述を得ることができない。

加えて、申立人は前述の共同経営者から、「将来のために、会社で年金を掛けていると聞いた。」旨供述しているところ、申立期間において当該共同経営者は同人が取締役を務めていた他の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、同人のG社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

その上、オンライン記録によると申立人は当該期間の大部分の期間について国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、全ての申立期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を各事業主（船舶所有者を含む。）により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1218

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 50 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 46 年 3 月頃から 50 年 10 月末までの期間において勤務し、B職としての業務に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 28 日までの期間において同社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、商業登記簿謄本によるとA社は廃業していることが確認でき、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社はC県内において有数のB業の専門業者であり、従業員は相当数いたが、B職については、厚生年金保険に加入させたのは幹部の一部だけであった。」旨供述しているところ、前述の被保険者原票によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の数は 17 人から 21 人までとなっており、同社は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票によると、申立人がA社において自身の世話役であったとする二人のうち一人については同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、同人は、「A社において社会保険の加入は希望

制であったため私は加入していない。」旨供述している上、オンライン記録によると同人は申立期間当時において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者原票、及びオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。